



2022年5月26日

各 位

会 社 名 株式会社 ミダックホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 加藤 恵子
(コード番号：6564 東証プライム・名証プレミア)
問 合 せ 先 取締役経営企画部長 高田 廣明
電 話 番 号 053-488-7173

指名・報酬委員会及び特別委員会の設置に関するお知らせ

当社は、2022年5月26日開催の取締役会において、取締役会の諮問機関として任意の指名・報酬委員会及び特別委員会を設置することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 設置の目的

(1) 指名・報酬委員会

取締役の指名・報酬等に係る評価・決定プロセスの公正性・透明性・客観性を担保することにより、取締役会の監督機能の強化、コーポレートガバナンス体制の充実を図るため、任意の指名・報酬委員会を設置するものであります。

(2) 特別委員会

コーポレートガバナンス体制の充実を図るため、支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為について審議・検討を行う機関として、任意の特別委員会を設置するものであります。

2. 各委員会の役割

(1) 指名・報酬委員会

取締役会から諮問を受けた次に掲げる事項等の審議、取締役会への答申を行います。

- ・取締役会の構成についての考え方
- ・取締役の選解任の方針及び基準
- ・取締役の選任及び解任に関する事項
- ・代表取締役の選定及び解職に関する事項
- ・役付取締役の選定及び解職に関する事項
- ・取締役の報酬体系、及び報酬決定の方針
- ・取締役の個人別の報酬等の内容
- ・株主総会付議議案（選解任議案、報酬議案）
- ・その他、取締役会が必要と判断した事項

(2) 特別委員会

取締役会より諮問を受けた支配株主と少数株主との利益が相反する取引・行為について、特別委員会にて審議・検討を行い、取締役会への答申を行います。

3. 各委員会の構成

指名・報酬委員会及び特別委員会の構成は以下の通りです。

- ・取締役会が選定した3名以上の取締役で構成するものとします。
- ・委員会の過半数は、独立社外取締役とします。

4. 設置日

(1) 指名・報酬委員会

2022年5月26日

(2) 特別委員会

2022年5月26日

以上